

青梅市立第一小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義 ―平成25年度から(いじめ防止対策推進法の施行に伴う)―

『いじめ』とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うとなく、いじめを受けた児童の立場に立って行うものとし、当該児童がいじめだと感じているものはいじめになる。
- ※ 児童本人が心身の苦痛を感じていない場合であっても、加害児童が人権を欠く言動である場合などには、いじめと認知することもある。

2 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ児童・生徒はいない」との認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「第一小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本方針として、以下の4つの取組を実施する。

- ア 「いじめを生まない、許さない学校づくり」に努める。
- イ 児童をいじめから守りとおし、児童のいじめの解決に向けた行動を促す。
- ウ 教員の指導力の向上と組織的対応をする。
- エ 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

なお、「第一小学校いじめ防止基本方針」の実行に向けて、各種資料を活用する。

- 「青梅市いじめ防止マニュアル いじめの根絶に向けて」青梅市教育委員会
- 「いじめ総合対策」東京都教育委員会 など

3 いじめ未然防止のための取組

- ア 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- イ 人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、いじめに向かわせない態度・能力を育成する。
- ウ 児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- エ 校内研修の充実などを通じた教職員の資質向上を図る。
- オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。
- カ 家庭・地域・関係諸機関との緊密な連携・協力を推進する。

4 いじめ等の早期発見・早期対応

(1) 早期発見

- ア 年5回のアンケートを通じて、早期にいじめの実態を把握する体制を整える。
- イ 養護教諭やスクールカウンセラーの他、どの教職員もいじめ問題の相談に応じてくれることを周知し、児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ウ いじめに関する情報を教職員全体で共有する。

(2) 早期対応

- ア いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。
- イ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ウ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童の指導にあたる。
- オ いじめを見ていた児童に対して、自分のものとして捉えさせる取組をする。
- カ 保護者へ助言・指導する。
- キ いじめの状況について保護者と連携を図ったり、必要に応じて保護者会を開催し保護者と情報を共有したりする。
- ク 関係機関や専門家などに相談し、連携を図る。
- ケ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態発生の判断

- ア いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- ＊ 児童等が自殺を企画した場合
- ＊ 身体に重大な障害を負った場合
- ＊ 金品等に重大な被害を被った場合
- ＊ 精神性の疾患を発症した場合 など

- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ＊ 不登校の定義を踏まえて、年間30日間を目途とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生の報告・対応

- ア 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告をする。
 - ＊ 文書にて重大事態発生の経緯を報告
 - ＊ 5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載（推測・主観は記載しない）
- イ いじめられた児童の安全を確保する。
- ウ 青梅市教育委員会が行う調査等に組織的に協力する。

- エ 調査の結果については、いじめを受けた児童・生徒の保護者に対して事実関係などの情報を性格に一貫性をもって適切に提供する。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 生活指導校内委員会

＜構 成 員＞ 管理職、生活指導主任、生活指導部より低・中・高学年各 1 名ずつ、関係職員とする。

＜活動内容＞ 情報交換および指導方針を確立する。

＜開催日程＞ 原則月に 1 回程度、必要に応じて生活指導主任が召集する。

イ いじめ防止対策委員会

いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。

＜構 成 員＞ 管理職、主幹教諭、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラーなどとする。

＜活動内容＞ 情報の収集・共有および対応方針を協議する。

＜開催日程＞ 原則月に 1 回程度、必要に応じて開催する。

ウ 学校サポートチーム

＜構 成 員＞ 学校運営連絡協議委員

＜活動内容＞ 本校のいじめに関する現状と対応について報告し、協議する。

＜開催日程＞ 学校運営連絡協議会（各学期 1 回の年 3 回）に開催する。

7 家庭や地域、関係機関との連携

- ア いじめ問題が発生したときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。

- イ いじめられている児童が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」などのいじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。

- ウ いじめの相談を受けた場合及び事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。

- エ P T A や地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。

- オ 青梅市教育相談所やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、養護教諭と連携しながら指導を行う。

- カ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

8 いじめ問題への取組の年間計画

	情報収集、児童・生徒理解	指導、啓発活動	対策会議 教員の資質向上等	その他
4月	保護者会	学校説明会	基本方針の周知 (4/6 職員会議) 児童の実態把握 (4/28)	入学式
5月	コミュニケーションウィーク (家庭訪問による児童理解)	一小さいじめゼロ宣言発表	生活指導全体会・児童理解研修 (5/25)	
6月	アンケート S C面接 (5年)	ふれあい月間 縦割り班始 いじめに関する道徳授業①	アンケート結果への対応 (6/16)	
7月	保護者会	小学校オンライン交流会		
8月			基本方針の見直し (8/28 職員会議)	
9月	アンケート		アンケート結果への対応 (9/15)	運動会
10月	S C面接 (3年)	道徳授業地区公開講座 (10/28)	児童理解研修会	全校オリ エンテー リンク
11月	アンケート	ふれあい月間 いじめに関する道徳授業②	アンケート結果への対応 (11/17)	
12月	保護者会			
1月				
2月	アンケート 保護者会	ふれあい月間 いじめに関する道徳授業③	アンケート結果への対応 (2/16) いじめ防止研修会 (2/21)	展覧会
3月		一小さいじめゼロ宣言まとめ	生活指導研修会	卒業式

平成28年 4月1日 策定

平成30年11月1日 一部改訂

令和 5年 4月1日 一部改訂